

議案第 58 号

倒木事故に係る損害賠償額の決定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

倒木事故に係る損害賠償額の決定について
下記により、倒木事故に係る損害賠償額について決定する。

記

1 相手方

東京都中央区日本橋三丁目 5 番 19 号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業損害サービス部東京企業火災新種第一サービスセンター
所長 篠田 匡寿

東京都豊島区北大塚二丁目 33 番 17 号

東京電力パワーグリッド株式会社

大塚支社長 深澤 浩一

2 損害賠償額

金 5, 104, 362 円

3 事故の概要

令和 6 年 6 月 29 日、板橋区立上板橋第二小学校校庭内の区が所有し、及び管理する樹木が根腐れにより道路側に倒れた際、東京電力パワーグリッド株式会社の配電設備、電柱等を損傷する事故が発生した。

区は、公の営造物である樹木の管理を怠ったとして、本件事故で東京電力パワーグリッド株式会社から損害賠償請求権を代位取得したあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に対し賠償する必要がある。

(提案理由)

倒木事故に係る損害賠償額を決定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき提出するものである。